

富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 Q&A

共通事項

Q1. 住民登録前に施工等する場合も対象になりますか。

事業完了後の交付申請日において、富士市に住民登録があれば対象になります。

Q2. 設備を設置する住宅の所有者名義が両親になっていますが、補助の対象になりますか。

補助対象となりますが、申請者の居住する住宅において、申請者が補助対象設備導入に係る費用を負担する場合に限ります。

Q3. ほかの補助金との併用はできますか。

- ・補助対象が重複するものについて、富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金以外の市による他の補助金と併用することはできません。
- ・補助対象が重複するものについて、国費を財源とする他の補助金との併用はできません。補助対象とする設備・部材等が重複せず、工事区分を明確に分けることができ、同一の設備に対する工事でないことが確認できれば併用は可能です。

自己所有による太陽光発電システムの導入事業について

Q4. 増設する場合は補助対象となりますか。

原則、補助対象となりません。

Q5. 導入する容量のうち、一部のみを申請することはできますか。(例:6kWの導入で3kW分のみ申請)

できません。導入する容量(太陽電池またはパワコン出力合計値のいずれか小さい値)のすべてを申請する必要があります。

Q6. 10kW以上の太陽光発電設備を導入する場合でも、発電した電力すべての30%を自家消費する必要がありますか。

あります。例えば、12kWの太陽光発電システムを導入した場合、12kWで発電した電力の30%を自家消費する必要があります。

高効率給湯器への改修事業について

Q7. ハイブリッド給湯器のうち、給湯と暖房の両方の機能を有する設備についても対象になりますか。

補助対象要件を満たせば対象になります。ただし、本体以外の暖房に必要な設備（床暖房、ルームヒーターなど）および、その工事に係る経費は補助対象になりません。